

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【公表番号】特表2016-526028(P2016-526028A)

【公表日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-052

【出願番号】特願2016-513376(P2016-513376)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/46	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 2 3 L	33/00	(2016.01)
A 2 3 L	29/206	(2016.01)

【F I】

A 6 1 K	9/06
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	1/02
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	47/46
A 6 1 K	9/08
A 2 3 L	33/00
A 2 3 L	29/206

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月9日(2017.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

誤嚥に罹患する患者における嚥下障害の治療に使用されるボーラスであって、患者が、

(a) 嚥下反射前の誤嚥、

(b) 嚥下反射中の誤嚥、

(c) 嚥下反射後の誤嚥、

(d) 嚥下反射前及び中の誤嚥、

(e) 嚥下反射前及び後の誤嚥、又は

(f) 嚥下反射中及び後の誤嚥

のうち1つに罹患し、ボーラスが粘性希薄液及び粘性高濃度液から選択される、ボーラス

。

【請求項2】

(i) せん断速度 $50\text{ s}^{-1}$ で測定した場合に、せん断粘度が約 $50\text{ mPa s}$ 未満、好ましくは $5\sim45\text{ mPa s}$ 、より好ましくは $10\sim40\text{ mPa s}$ 、最も好ましくは $20\sim30\text{ mPa s}$ であり、

(ii) キャピラリー破断式伸長粘度計(CABER)実験によって求めた緩和時間が、

温度 20 で 10 ms (ミリセカンド) を超える

粘性希薄液から選択される、請求項1に記載の治療に使用されるボーラス。

【請求項 3】

患者が、

- ( a ) 嘔下反射前の誤嘔、
- ( c ) 嘔下反射後の誤嘔、
- ( d ) 嘔下反射前及び中の誤嘔、
- ( e ) 嘔下反射前及び後の誤嘔、又は
- ( f ) 嘔下反射中及び後の誤嘔

のうち 1 つに、好ましくは、

- ( a ) 嘔下反射前の誤嘔、
- ( c ) 嘔下反射後の誤嘔、又は
- ( e ) 嘔下反射前及び後の誤嘔

に罹患する、請求項2に記載の治療に使用されるボーラス。

【請求項 4】

ボーラスが、

- ( i ) せん断速度  $50 \text{ s}^{-1}$  で測定した場合に、せん断粘度が約 50 MPa s 超、好ましくは 55 ~ 350 MPa s、より好ましくは 60 ~ 200 MPa s、最も好ましくは 70 ~ 100 MPa s であり、
- ( i i ) キャピラリー破断式伸長粘度計 (C a B E R) 実験によって求めた緩和時間が、温度 20 で 10 ms (ミリセカンド) を超える

粘性高濃度液から選択される、請求項1に記載の治療に使用されるボーラス。

【請求項 5】

患者が、

- ( c ) 嘔下反射後の誤嘔、
- ( d ) 嘔下反射前及び中の誤嘔、又は
- ( f ) 嘔下反射中及び後の誤嘔

の 1 つに、好ましくは、

- ( d ) 嘔下反射前及び中の誤嘔、又は
- ( f ) 嘔下反射中及び後の誤嘔

に罹患する、請求項 4 に記載の治療に使用されるボーラス。

【請求項 6】

少なくとも 0.01 wt % ~ 25 wt %、好ましくは少なくとも 0.1 wt % ~ 15 wt %、最も好ましくは少なくとも 1 wt % ~ 10 wt % の濃度の少なくとも 1 つの食品グレードのバイオポリマーを含む、請求項1 ~ 5 のいずれか一項に記載の治療で使用するためのボーラス。

【請求項 7】

食品グレードのバイオポリマーが、植物抽出ガム、植物由来粘液又はこれらの組合せから選択され、任意選択で、

( a ) 植物抽出ガムが、オクラガム、コンニャクマンナン、タラガム、ローカストビーンガム、グアーガム、フェヌグリークガム、タマリンドガム、カシアガム、アカシアガム、ガティガム、ペクチン、セルロース系化合物、トラガカントガム、カラヤガム、又はこれらの任意の組合せからなる群から選択され、植物抽出ガムがオクラガムであることが好ましく；

( b ) 植物由来粘液が、キウイフルーツ粘液、サボテン粘液、チアシード粘液、オオバコ粘液、ゼニアオイ粘液、アマニ粘液、ウスベニタチアオイ粘液、ヘラオオバコ粘液、モウズイカ粘液、エイランタイ粘液又はこれらの組合せからなる群から選択され、植物由来粘液が、キウイフルーツ粘液及び / 又はサボテン粘液であることが好ましい、請求項 6 に記載の治療に使用されるボーラス。

【請求項 8】

栄養補助食品、完全な食事、栄養学的に完全なフォーミュラ、医薬製剤、機能性食品、飲料製品、及びこれらの組合せからなる群から選択される投与可能な形態である、請求項1～7のいずれか一項に記載の治療に使用されるボーラス。